

背景

- ニートなど若者の自立をめぐる問題の深刻化
～不登校、中退、いじめ経験などの複雑な問題が背景に存在
- 児童虐待、いじめ、有害情報の氾濫、青少年による重大事件
など一段と厳しさを増す青少年をめぐる状況

趣旨・目的

- 青少年育成施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって青少年総合対策を推進
- ニート、ひきこもり等自立に困難を有する青少年を支援するためのネットワーク整備

青少年総合対策を推進するための枠組みづくり

〔 国 〕

青少年総合対策
推進大綱

勅案

〔 地方公共団体 〕

都道府県、市町村
青少年計画
(努力義務)

策定

青少年総合対策
推進本部
(本部長:総理)

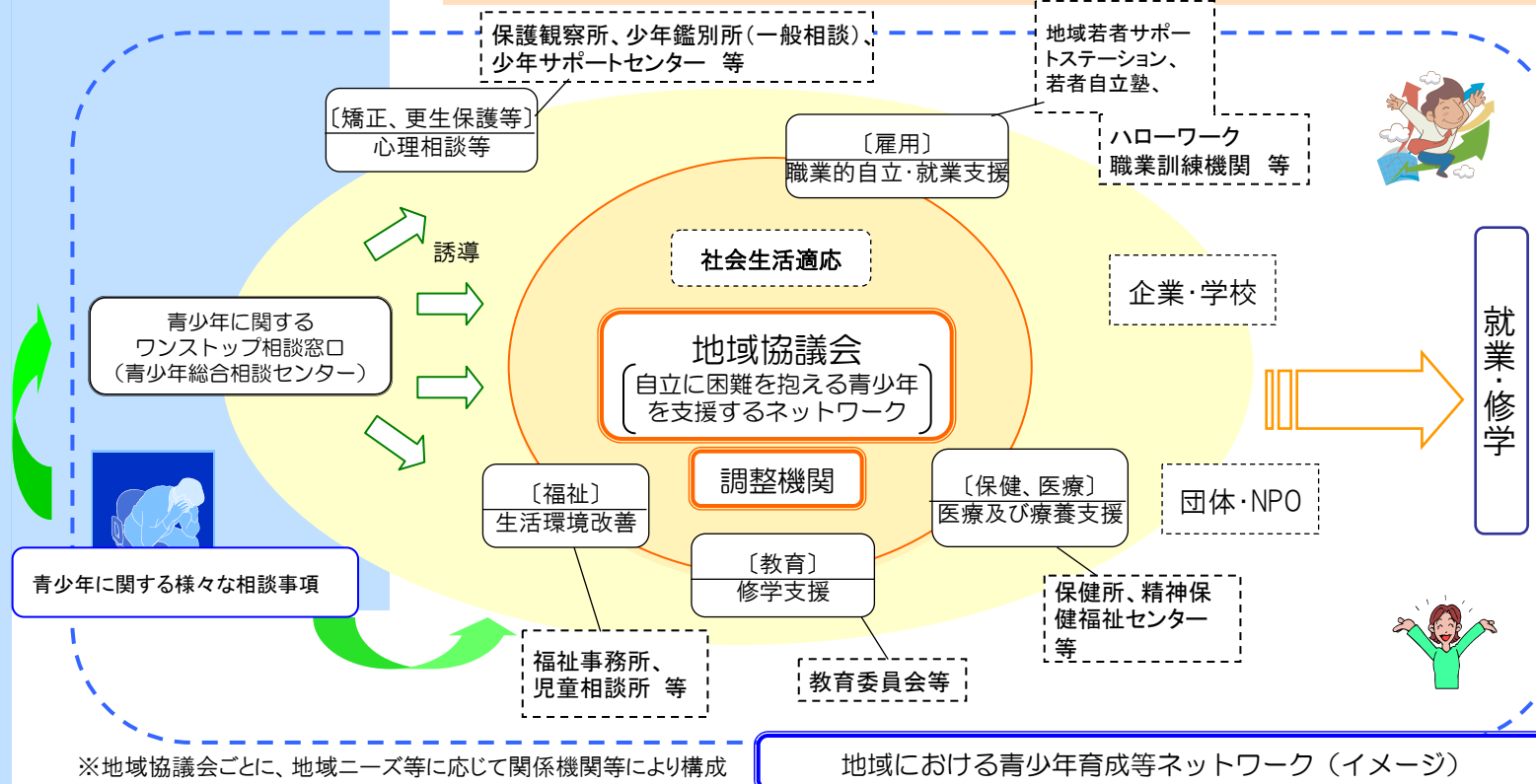
基本理念

国の基本的な施策等

- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・社会環境の整備
- ・青少年総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表

自立した社会生活を営む上での困難を有する青少年を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等：各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
〔 社会生活適応のための相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善 修学・就業 知識技能の習得 等の支援 〕
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置)：支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
↳ 調整機関：支援状況の把握と連絡
- ・国：人材の養成等の支援



※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における青少年育成等ネットワーク (イメージ)